

岩手県選挙管理委員会告示第71号

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 7月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示

政見放送及び経歴放送実施規程（昭和44年岩手県選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(政見放送を行う<u>一般放送事業者</u>及び回数)</p> <p>第2条 実施規程第2条第7項に規定する候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる<u>一般放送事業者</u>及び当該<u>一般放送事業者</u>の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は岩手県知事の選挙の都度定めるものとする。</p>	<p>(政見放送を行う<u>基幹放送事業者</u>及び回数)</p> <p>第2条 実施規程第2条第7項に規定する候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる<u>基幹放送事業者</u>及び当該<u>基幹放送事業者</u>の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は岩手県知事の選挙の都度定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成23年 7月29日から施行する。